

半田市立図書館インターネット端末利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市立図書館（以下「図書館」という。）が設置するインターネット端末（以下「端末」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び利用回数)

第2条 端末の利用時間は、1人につき1回当たり30分までとする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、30分単位で延長することができる。

2 端末の利用回数は、小学生は1人につき1日当たり1回、中学生は3回、高校生以上は10回までとする。

(端末の利用)

第3条 端末を利用しようとする者は、「インターネット端末利用申請書」(様式第1)に記入し館長に申込みをしなければならない。

2 端末の利用に係る費用は、無料とする。

(情報の複写)

第4条 端末の利用者は、検索又は閲覧をした情報を用紙（日本産業規格A列3番までの大きさに限る。）に複写することができる。この場合において、当該利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で定める範囲内において行わなければならない。

2 前項の規定により複写をしようとする者は、複写申請書により館長に申込みをしなければならない。

3 前項の申込みをした利用者が、検索又は閲覧をした情報を複写する場合は、当該複写に要する費用として用紙1枚片面につき10円を負担するものとする。

4 資料の複写は、図書館の職員が行うものとする。

(端末利用者の遵守事項)

第5条 端末の利用者は、端末の利用にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。
- (2) 端末に自らが持ち込んだ機器を接続しないこと。
- (3) その他図書館の職員の指示に従うこと。

(端末利用者の責任)

第6条 端末の利用者は、当該端末の利用により得た情報を自らの責任において利用するものとする。

2 端末の利用者は、当該端末又は当該端末により閲覧したウェブサイト、データベース等に障害、損害等が生じた場合は、その責任を負うものとする。

(利用の一時的停止)

第7条 館長は、端末の利用に関し、機器の故障、通信障害、プログラムの不具合などが発生した場合には、必要に応じてその利用を停止することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(案)

様式第1 (第3条関係)

インターネット端末利用申請書

端末番号

貸出券番号		氏名	
国会デジタル : 使用 ・ 不使用			
1回目	～	2回目	～
3回目	～	4回目	～
5回目	～	6回目	～
7回目	～	8回目	～
9回目	～	10回目	～

- 端末の利用時間は、1人につき1回当たり30分までです。ただし、次の利用者が待機していない場合は、30分単位で延長することができます。
- 利用回数は、1人につき1日当たり小学生は1回、中学生は3回、高校生以上は10回までです。